

喜多方の染型紙（福島県指定重要有形民俗文化財「会津の染型紙と関係資料」）使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、喜多方の染型紙（福島県指定重要有形民俗文化財「会津の染型紙と関係資料」）のうち、文化財の理解と周知並びに活用を図るため「喜多方の染型紙」「喜多方の染型紙Ⅱ」に記載した染型紙紋柄データ（以下「紋柄データ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用基準）

第2条 紋柄データを使用できる基準は、次のとおりとする。

- （1）調査・研究並びに普及・活用のために使用するとき。
- （2）その他教育委員会が適当と認めるとき。

（複写の使用申請）

第3条 紋柄データの複写をしようとする者は、紋柄データ使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（複写料金）

第4条 紋柄データの紙への複写に要する費用は、複写を行うときに徴収するものとする。

2 複写の費用の額は次のとおりとする。

- （1）通常の複写によるもの 1枚につき 10円
- （2）カラー複写によるもの 1枚につき 30円

3 教育委員会は、次の各号に該当するときは、複写料金を免除することができる。

- （1）喜多方市が使用するとき。
- （2）公共団体が喜多方市に寄与する構造物・物品等の一部として使用するとき。
- （3）その他教育委員会が適当と認めるとき。

（遵守事項）

第5条 紋柄データの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）使用申請書により申請した使用目的以外に使用しないこと。
- （2）使用する紋柄に対して使用制限がかかるいかなる登録も行わないこと。
- （3）商品化としての使用にあたっては、個々の商品に『喜多方の染型紙（福島県指定重要有形民俗文化財「会津の染型紙と関係資料」）』であることを明示すること。
- （4）著作物に引用する場合には『喜多方の染型紙（福島県指定重要有形民俗文化財「会津の染型紙と関係資料」）』であることを明示すること。
- （5）紋柄使用によって生じる法的な責任は、一切申請者が負うこと。
- （6）完成した商品を提供すること。
- （7）調査・研究等のための使用にあたっては、成果の詳細を報告すること。
- （8）遵守事項に対する不履行を教育委員会が認めた場合には、履行しなかった個人、団体、法人等への以後の紋柄データ使用許可は行わないものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。